

著作物等の放送等に係る協議不調の場合の
裁定の手引き



令和4年1月
文化庁著作権課

裁定に関する問い合わせ先

文化庁著作権課 著作物流通推進室 管理係

〒100 - 8959

東京都千代田区霞が関3 - 2 - 2

TEL (03) 5253 - 4111 (内線 : 2847)

FAX (03) 6734 - 3813

メール ckanri@mext.go.jp

<https://www.bunka.go.jp>

目次

第1	著作物等の放送等に係る協議不調の場合の裁定制度とは	1
1	概要	1
2	裁定申請の対象となるもの	1
3	裁定申請を行うための前提	1
4	裁定までの期間について	2
第2	裁定手続の全体的な流れ	3
第3	裁定手続の解説	4
1	文化庁への事前相談	4
2	申請書等の作成・提出と手数料の納入	4
(1)	対象が著作物の場合の裁定申請書の様式	4
	著作物の放送に係る協議不調の場合	4
	著作物の放送同時配信等に係る協議不調の場合	5
	著作物の放送及び放送同時配信等に係る協議不調の場合	6
ア	収入印紙	7
イ	申請者	7
ウ	著作物の題号	7
エ	著作者名	7
オ	著作物の種類及び内容又は体様	7
カ	著作物の利用方法	8
キ	補償金の額の算定の基礎となるべき事項	8
ク	著作権者の氏名又は名称(法人の場合は代表者名),住所又は居所,連絡先	8
ケ	著作権者との協議が成立せず,又は協議をすることができない理由	8
コ	申請に必要なその他の資料	8
	(ア) 申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは,その図面, 写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料	9
	(イ) 著作権者との協議が成立せず,又は協議をすることができないことを疎明する 資料	9
	(ウ) 申請に係る著作物が公表されていることを疎明する資料	9
(2)	対象が実演,レコード,放送又は有線放送の場合の裁定申請書の様式	10
	実演,レコード,放送又は有線放送の放送に係る協議不調の場合	10
	実演,レコード,放送又は有線放送の放送同時配信等に係る協議不調の場合	11
	実演,レコード,放送又は有線放送の放送及び放送同時配信等に係る協議不調の	

場合	12
ア 収入印紙	13
イ 申請者	13
ウ 実演が行われた作品名や実演家の役名等/CD・レコード等の音源の題号等/放送の番組名等/有線放送の番組名等	13
エ 実演家名/レコード製作者名/放送事業者名/有線放送事業者名	13
オ 実演/レコード/放送/有線放送の内容又は体様	13
カ 実演/レコード/放送/有線放送の利用方法	13
キ 補償金の額の算定の基礎となるべき事項	14
ク 著作隣接権者の氏名又は名称(法人の場合は代表者名),住所又は居所,連絡先	14
ケ 著作隣接権者との協議が成立せず,又は協議をすることができない理由	14
コ 申請に必要なその他の資料	14
3 裁定の可否及び補償金の額の決定	15
(1) 文化庁長官による判断	15
(2) 補償金の額の決定	15
4 裁定を受けることができた場合の手続	15
(1) 補償金の支払い等	16
ア 権利者への支払い	16
イ 権利者が受領を拒み,又は受領することができない場合	16
(2) 著作物等の利用	17
5 裁定をしない処分について	17
【資料】関係法令等	18

略語表記

著作権法...「法」, 著作権法施行令...「令」, 著作権法施行規則...「規則」

第1 著作物等の放送等に係る協議不調の場合の裁定制度とは

1 概要

他人の著作物，実演(歌手の歌唱，演奏，俳優の演技等)，レコード，放送又は有線放送(以下，総称して「著作物等」といいます。)を放送又は放送同時配信等する場合には，原則として，「著作権者」や「著作隣接権者」(以下，総称して「権利者」といいます。)の許諾を得ることが必要になります。

しかし，公表された著作物等を放送又は放送同時配信等しようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者が，その権利者に対して放送又は放送同時配信等の許諾について協議を求めたものの，協議が成立せず，又は協議をすることができず，許諾を得ることができない場合が考えられます。

このような場合に，文化庁長官の裁定を受け，通常の使用料額に相当するものとして文化庁長官が定める補償金を権利者に支払うことにより，その著作物等を放送又は放送同時配信等することができるのが本制度です。

2 裁定申請の対象となるもの

権利者若しくは権利者の許諾を得た者により公表された著作物等が対象になります(法第68条第1項，同第103条)が，翻案権の及ぶ翻案行為が含まれる場合(小説を脚色して放送する等)は，裁定の対象外となります。

なお，著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき，又は権利者がその著作物等の放送又は放送同時配信等の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるときは，裁定を受けることはできませんので御留意ください(法第70条第4項，同第103条)。

3 裁定申請を行うための前提

本制度は，放送事業者又は放送同時配信等事業者が放送又は放送同時配信等しようとする著作物等について，その権利者との協議が成立せず，又は協議ができない場合に利用することができる制度であることから，申請者は放送事業者又は放送同時配信等事業者に限られ，また，事前に権利者に対して許諾を得る目的で話し合いを求めていることが前提となります(法第68条第1項，同第103条，令第9条第1項第3号，同条第2項第2号，同第12条の2)。そのため，申請は許諾を求めた権利者ごとに行っていただく必要があります。

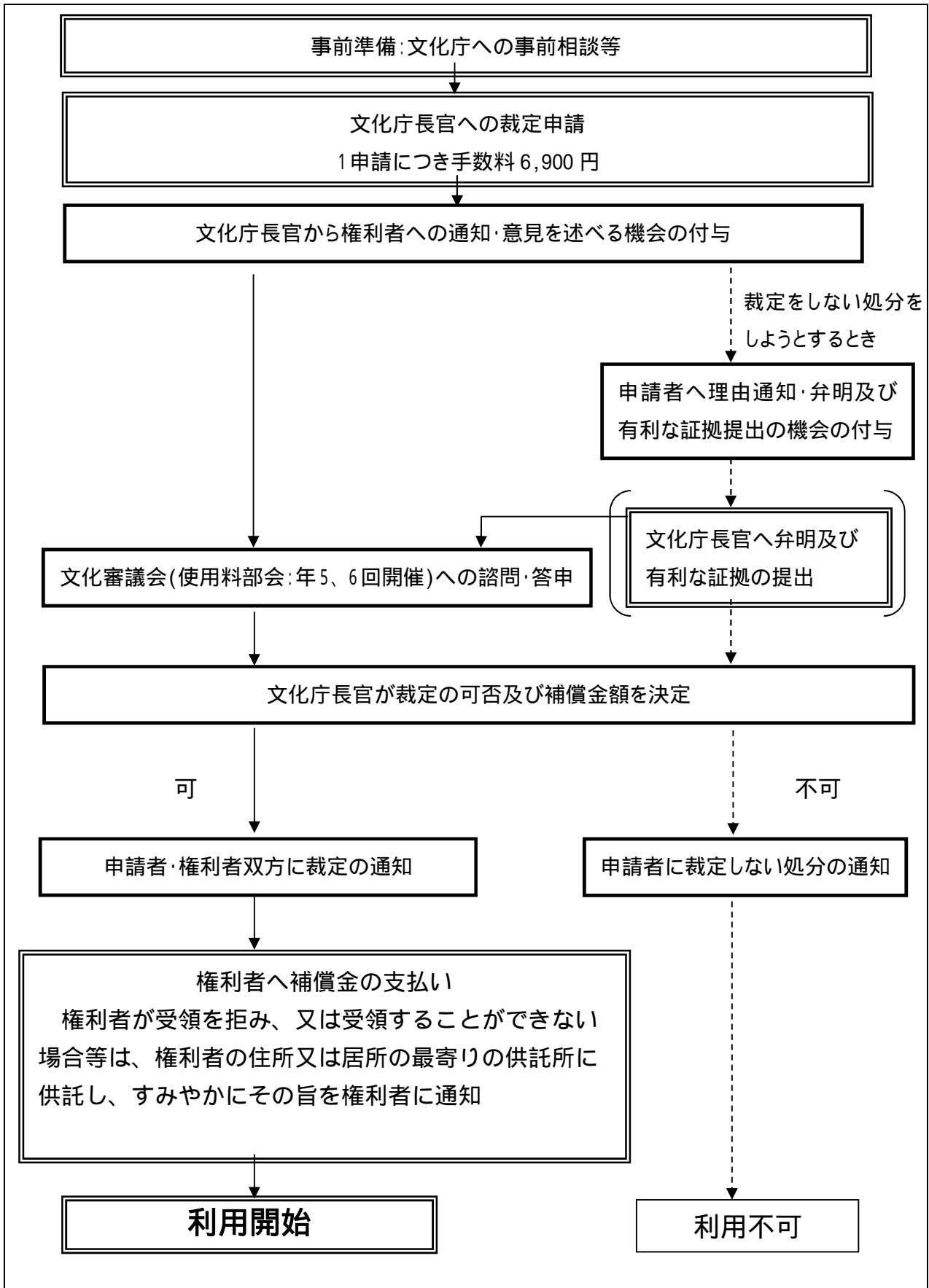
なお，「協議が成立しないとき」というのは，権利者と協議をしたが許諾を得られない場合をいい，「協議ができない場合」とは，許諾を得る目的で話し合いを求めたが権利者側に協議をする意思がないというような場合を指します。権利者の連絡先等が不明で協議を求めることができない等の場合には，著作権者不明等の場合の裁定制度(法第67条第1項，同第103条)を御利用ください。

4 裁定までの期間について

本制度による裁定は、相反する利害を有する者間の利害の調整を目的として行うものであり、申請後、権利者に対して通知したうえで、申請の内容に応じて相当の期間を指定し、意見を述べる機会を与えなければならない等の手続を要するため、あらかじめ裁定までの標準処理期間を明示することはできませんので、御留意ください（行政手続法第3条第1項第12号）。

第2 裁定手続の全体的な流れ

裁定申請から文化庁長官の裁定を受けるまでの全体的な流れは以下のとおりです。



第3 裁定手続の解説

1 文化庁への事前相談

裁定申請を御希望される場合は、本手引きを御覧いただいた上で、裁定申請を行う前に文化庁担当者に御相談ください。

事前相談がなくても申請は可能ですが、申請書類や添付書類に不備がある場合や、裁定申請の法定要件を満たしていない場合には、裁定を受けられないことがありますので、裁定手続を円滑に行うためにも、事前の相談をお勧めします。

2 申請書等の作成・提出と手数料の納入

申請書の記載事項及び添付資料については、法令により定められておりますので（令第9条）、所定の事項を御記入の上、申請書及び添付書類を作成し、文化庁著作権課に提出してください。

（1）対象が著作物の場合の裁定申請書の様式

著作物の放送に係る協議不調の場合

	年 月 日
収入印紙 6,900 円	
文化庁長官 殿	申請者（住所） （法人名） （代表者名） （担当者名）
	裁定申請書
著作権法第 68 条第 1 項の規定に基づき、下記の著作物の放送を行いたいので、必要な資料を添えて申請します。	
記	
1 著作物の題号	
2 著作者名	
3 著作物の種類及び内容又は体様	
4 著作物の利用方法	
5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項	
6 著作権者の氏名又は名称（法人にあっては代表者名）、住所又は居所、連絡先	
7 著作権者との協議が成立せず、又は協議をすることができない理由	

著作物の放送同時配信等に係る協議不調の場合

年 月 日

収入印紙

6,900 円

文化庁長官 殿

申請者（住所）
（法人名）
（代表者名）
（担当者名）

裁定申請書

著作権法第 68 条第 1 項の規定に基づき，下記の著作物の放送同時配信等を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

- 1 著作物の題号
- 2 著作者名
- 3 著作物の種類及び内容又は体様
- 4 著作物の利用方法
- 5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 6 著作権者の氏名又は名称（法人にあっては代表者名），住所又は居所，連絡先
- 7 著作権者との協議が成立せず，又は協議をすることができない理由

著作物の放送及び放送同時配信等に係る協議不調の場合（放送事業者が自ら放送同時配信等も行い，放送と併せて申請する場合）

年 月 日

収入印紙

6,900 円

文化庁長官 殿

申請者（住所）
（法人名）
（代表者名）
（担当者名）

裁定申請書

著作権法第 68 条第 1 項の規定に基づき，下記の著作物の放送及び放送同時配信等を行いた
いので，必要な資料を添えて申請します。

記

- 1 著作物の題号
- 2 著作者名
- 3 著作物の種類及び内容又は体様
- 4 著作物の利用方法
- 5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 6 著作権者の氏名又は名称（法人にあっては代表者名），住所又は居所，連絡先
- 7 著作権者との協議が成立せず，又は協議をすることができない理由

ア 収入印紙

申請の際は、手数料(1申請当たり6,900円)の納入が必要です(法第70条第1項、令第11条)。手数料の納入は申請書に収入印紙を貼付する方法で行っていただきます(規則第23条)。

イ 申請者

申請者が法人である場合には、法人名及び代表者の氏名を記載してください。また、事務的な連絡等のため、担当者の部署・氏名・電話番号・メールアドレスを付記してください。裁定の効力は、裁定を受けた当事者にしか及ばないため、著作物を放送又は放送同時配信等する事業者が自ら申請を行うようにしてください。

なお、弁護士等の方が代理人申請を行う場合には、申請者の記載の下に、代理人の名前を記載してください。代理人が申請を行う場合には、別途、委任状が必要になります。

ウ 著作物の題号

裁定を受ける著作物そのものの題号を記載してください。

題号がないときは「題号無し」、題号が不明であるときは「題号不明」と記載してください。また、申請に複数の著作物が含まれる場合(著作権者が同一のものに限ります)は、別紙として一覧表を作ってください(以下の項目についても同様です)。

エ 著作者名

著作者の名前を記載してください。

オ 著作物の種類及び内容又は体様

「著作物の種類」については、「著作物の例示」(法第10条第1項)(資料1)関係法令等18~19ページ参照)記載の規定を参考にして記載してください。

「著作物の内容又は体様」については、例えば、出版物に掲載された著作物については、「出版発行『月刊』の昭和××年××月号××ページに掲載された随筆」などのように、題号及び著作者名と合わせて著作物が特定できるように記載してください。

また、「題号無し」の著作物のように特定が困難な著作物や彫刻や建築のように文章で特定することが困難な著作物の場合には、「別添資料のとおり」と記載して、写真等

を添付することも可能です（後述「コ 申請に必要なその他の資料」8ページ参照）。

カ 著作物の利用方法

裁定に係る著作物がどのように放送又は放送同時配信等されるのか、当該著作物の数量や分量、放送・放送同時配信等の時間等について具体的に記載してください。

キ 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

補償金の額の算定の基礎となるべき事項を記載してください。

著作権者との協議、あるいは協議を求めるにあたり提示した補償金額の算出根拠を記載してください。同様の利用形態についての使用料の相場が分かる資料（著作権等管理事業者の使用料規程、業界の標準料金、使用料に関する業界の統計資料等）があればこの欄に記載の上、関係資料を添付してください。

ク 著作権者の氏名又は名称（法人の場合は代表者名）、住所又は居所、連絡先

著作権者の氏名、法人の代表者名、住所等を記載してください。本裁定の申請があった場合には、文化庁長官から著作権者にその旨を通知し、相当な期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならないため、必ず著作権者と連絡がとれるよう正確に記載してください。

ケ 著作権者との協議が成立せず、又は協議をすることができない理由

著作権者と協議をしたが結果的に許諾が得られず、協議が成立しなかった理由、又は協議をすることができない場合はその理由を記載してください。なお、当該著作物を放送又は放送同時配信等を行う必要がある事情についても併せて記載してください。

コ 申請に必要なその他の資料

上記に記載した書類の他に、申請書を提出するに当たり、以下の資料（令第9条第2項）を作成し、提出してください。

【申請に必要な資料】

- (ア) 申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料
- (イ) 著作権者との協議が成立せず、又は協議をすることができないことを疎明する資料

(ウ) 申請に係る著作物が公表されていることを疎明する資料

(ア) 申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは、その図面、写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料

申請書の記載だけでは、当該著作物を特定することが困難な場合には、当該著作物の図面や写真などを添付していただき、特定をしていただく必要があります。例えば、題号の不明な絵画について裁定を申請するような場合には、絵画を特定するために、当該絵画の写真を添付していただくことがあります。

(イ) 著作権者との協議が成立せず、又は協議をすることができないことを疎明する資料

申請書において「7 著作権者との協議が成立せず、又は協議をすることができない理由」として記載した内容を裏付ける資料を添付してください。具体的には、著作権者と協議をしたが結果的に許諾が得られず、協議が成立しなかった場合は、その経緯を記載した書面や具体的なやり取りが分かる書類などを提出していただくことになります。また、協議を求めたが、権利者側に協議する意思がなかった場合は、どのように何回協議を求めたのか、それに対して権利者側がどのように対応したのか等の詳細が分かるものを提出してください。(単に「一度許諾の申請をしたが拒否された(回答がなかった)」というような事実だけではなく、法68条第1項の申請の前提となる協議を求める旨を伝達したものの権利者側に応じる意思が明確になかったことが分かるようにしてください。)

(ウ) 申請に係る著作物が公表されていることを疎明する資料

公表されていることを裏付ける資料(当該著作物等の題号、当該著作者、公表年月日等が確認できるもの)を提出していただくことになります。具体例は以下のとおりです。

- ・ 書籍・雑誌の場合...表紙と奥付のコピー又は国立国会図書館が所蔵・提供していることを示す書誌情報
- ・ 映画の場合...パンフレット

(2) 対象が実演，レコード，放送又は有線放送の場合の裁定申請書の様式
実演，レコード，放送又は有線放送の放送に係る協議不調の場合

年 月 日

収入印紙

6,900 円

文化庁長官 殿

申請者（住所）
（法人名）
（代表者名）
（担当者名）

裁定申請書

著作権法第 103 条において準用する著作権法第 68 条第 1 項の規定に基づき，下記の実演/レコード/放送/有線放送の放送を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

- 1 実演が行われた作品名や実演家の役名等/CD・レコード等の音源の題号等/放送の番組名等/有線放送の番組名等
- 2 実演家名/レコード製作者名/放送事業者名/有線放送事業者名
- 3 実演/レコード/放送/有線放送の内容又は体様
- 4 実演/レコード/放送/有線放送の利用方法
- 5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 6 著作隣接権者の氏名又は名称（法人にあっては代表者名），住所又は居所，連絡先
- 7 著作隣接権者との協議が成立せず，又は協議をすることができない理由

実演，レコード，放送又は有線放送の放送同時配信等に係る協議不調の場合

年 月 日

収入印紙

6,900 円

文化庁長官 殿

申請者（住所）
（法人名）
（代表者名）
（担当者名）

裁定申請書

著作権法第 103 条において準用する著作権法第 68 条第 1 項の規定に基づき，下記の実演/レコード/放送/有線放送の放送同時配信等を行いたいので，必要な資料を添えて申請します。

記

- 1 実演が行われた作品名や実演家の役名等/CD・レコード等の音源の題号等/放送の番組名等/有線放送の番組名等
- 2 実演家名/レコード製作者名/放送事業者名/有線放送事業者名
- 3 実演/レコード/放送/有線放送の内容又は体様
- 4 実演/レコード/放送/有線放送の利用方法
- 5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 6 著作隣接権者の氏名又は名称（法人にあったは代表者名），住所又は居所，連絡先
- 7 著作隣接権者との協議が成立せず，又は協議をすることができない理由

実演,レコード,放送又は有線放送の放送及び放送同時配信等に係る協議不調の場合
(放送事業者が自ら放送同時配信等も行い,放送と併せて申請する場合)

年 月 日

収入印紙
6,900 円

文化庁長官 殿

申請者(住所)
(法人名)
(代表者名)
(担当者名)

裁定申請書

著作権法第 103 条において準用する著作権法第 68 条第 1 項の規定に基づき,下記の実演/レコード/放送/有線放送の放送及び同時配信等を行いたいので,必要な資料を添えて申請します。

記

- 1 実演が行われた作品名や実演家の役名等/CD・レコード等の音源の題号等/放送の番組名等/有線放送の番組名等
- 2 実演家名/レコード製作者名/放送事業者名/有線放送事業者名
- 3 実演/レコード/放送/有線放送の内容又は体様
- 4 実演/レコード/放送/有線放送の利用方法
- 5 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 6 著作隣接権者の氏名又は名称(法人にあったは代表者名),住所又は居所,連絡先
- 7 著作隣接権者との協議が成立せず,又は協議をすることができない理由

ア 収入印紙

7ページ(1)アと同様です。

イ 申請者

7ページ(1)イと同様です。

ウ 実演が行われた作品名や実演家の役名等/CD・レコード等の音源の題号等/放送の番組名等/有線放送の番組名等

実演の場合は、実演が行われた作品名や番組名、その作品における役名、実演を行った楽曲名や演奏楽器等について記載してください。CD・レコード等の音源の場合は、その題号等、放送・有線放送の場合は番組名等を記載してください。

なお、作品名、役名や題号、番組名等が不明なときは、「作品名不明」、「役名不明」、「題号不明」、「番組名不明」等と記載してください。申請に複数の作品等が含まれる場合(著作隣接権者が同一のものに限ります)は、別紙として一覧表を作っていたいただいても構いません(以下の項目についても同様です)。

エ 実演家名/レコード製作者名/放送事業者名/有線放送事業者名

実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の名前を記載してください。

オ 実演/レコード/放送/有線放送の内容又は体様

「実演の内容又は体様」については、例えば、放送された実演ならば、「令和××年×月×日に〇〇テレビで放送された番組「〇〇〇」における主人公〇〇役」、CDに固定され販売された実演ならば、「令和××年×月×日に〇〇株式会社から発売されたCD「〇〇〇」の3曲目に収録されたピアノトリオによる演奏(演奏曲「〇〇〇」)のピアニスト」のように、実演が特定できるように記載してください。レコードや放送については、例えば、「令和××年×月×日に〇〇株式会社から発売されたCD」や「令和××年×月×日に で放送された番組」等、内容が特定できるように記載してください。

カ 実演/レコード/放送/有線放送の利用方法

裁定に係る実演、レコード、放送、有線放送がどのように放送又は放送同時配信等されるのか、放送・放送同時配信等の時間等を含め具体的に記載してください。

キ 補償金の額の算定の基礎となるべき事項

8 ページ (1) キと同様です。

ク 著作隣接権者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者名) , 住所又は居所 , 連絡先

8 ページ (1) クと同様です。

ケ 著作隣接権者との協議が成立せず , 又は協議をすることができない理由

8 ページ (1) ケと同様です。

コ 申請に必要なその他の資料

8 ページ (1) コと同様です。

3 裁定の可否及び補償金の額の決定

(1) 文化庁長官による判断

提出された申請書類や権利者からの意見等に基づいて文化庁長官が裁定の可否を判断し、結果を申請者及び権利者にメールで通知します。

以下の事由に該当する場合には、文化庁長官は、裁定をしない処分を行うこととなります。

【裁定をしない処分がなされる場合】

著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

裁定の申請に係る権利者がその著作物等の放送又は放送同時配信等の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

申請の形式や内容が法令に定められた要件に適合しないとき。

裁定しない処分をしようとするときは、あらかじめ申請者にその理由と弁明及び有利な証拠の提出の機会について通知します（法第70条第5項）ので、必要に応じてご提出ください。

(2) 補償金の額の決定

文化庁長官は、裁定の処分を行う場合には、文化審議会に諮問して補償金の額を決定し、裁定を通知する書面において併せて通知します。

4 裁定を受けることができた場合の手続

裁定の処分については、申請者及び権利者の両当事者に通知します（法70条第6項）。文化庁長官による裁定は、文化庁長官が権利者に代わって著作物等の利用行為を認める制度であり、権利者による著作物等の利用許諾と同様の効果を生じさせます。

もっとも、行政庁の処分であって対等当事者間の契約に基づくものではないため、その著作物等を利用できる立場を第三者に譲渡することは認められない点に御留意ください。なお、第三者に対して著作物を放送又は放送同時配信等させることについて本裁定を受けることはできず、裁定を受けた者が、第三者に対して著作物を放送又は同時配信等させることもできません。

(1) 補償金の支払い等

ア 権利者への支払い

裁定を受けた場合，申請者は著作物等の放送又は放送同時配信等を行うにあたり，文化庁長官が定めた補償金の額を，権利者に支払わなければなりません。

イ 権利者が受領を拒み，又は受領することができない場合

権利者に補償金を支払おうとしたが，権利者が受領を拒み，又は受領することができない場合等は，権利者の住所又は居所の最寄りの供託所に供託し，その旨をすみやかに権利者に通知してください。

供託について

供託に当たっては，供託所に備付けの供託書の用紙に必要な事項を記入し，提出する必要があります。供託書の記入においては，補償金の額の通知書に記載されている内容が必要になりますので，供託所には通知書を忘れずにお持ちください。

なお，供託に際し，オンラインでの受付もございますので併せてご活用ください。

供託に関する情報

【最寄りの供託所・連絡先】

法務局ホームページ：登記管轄一覧表・供託所一覧表

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu.html>

【供託手続等】

法務省ホームページ：供託手続

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07.html>

法務局ホームページ：供託手続き(オンライン)

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji67.html>

法務局ホームページ：供託制度・申請について

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kyoutaku.html>

(2) 著作物等の利用

補償金の支払いが完了したことをもって、著作物等を放送又は放送同時配信等することができます。

なお、法第 68 条第 1 項等の裁定に基づいて放送され、又は放送同時配信等される著作物等は、有線放送し、地域限定特定入力型自動公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができますが、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行う者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を権利者に支払わなければなりません(法第 38 条第 2 項及び第 3 項の適用がある場合を除く)(法第 68 条第 2 項、同 103 条)。

5 裁定をしない処分について

裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもって申請者に通知します(法第 70 条第 5 項、同 103 条)。裁定をしない処分を受けた場合には、当該著作物等を放送・放送同時配信等することはできません。

資料 関係法令等

著作権法（抄）（昭和四十五年法律第四十八号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～九の五（略）

九の六 特定入力型自動公衆送信 放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。）をいう。

九の七 放送同時配信等 放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。）のうち、次のイから八までに掲げる要件を備えるもの（著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。）をいう。

イ 放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内（当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内）に行われるもの（当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。）であること。

ロ 放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないで行われるもの（著作権者等から当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたものを除く。）であること。

ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられているものであること。

九の八 放送同時配信等事業者 人的関係又は資本関係において文化庁長官が定める密接な関係（以下単に「密接な関係」という。）を有する放送事業者又は有線放送事業者から放送番組又は有線放送番組の供給を受けて放送同時配信等を業として行う事業者をいう。

十～二十五（略）

2～9（略）

（著作物の例示）

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物

- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画，版画，彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面，図表，模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- 九 プログラムの著作物

2・3 (略)

(検討の過程における利用)

第三十条の三 著作権者の許諾を得て，又は第六十七条第一項，第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は，これらの利用についての検討の過程(当該許諾を得，又は当該裁定を受ける過程を含む。)における利用に供することを目的とする場合には，その必要と認められる限度において，いずれの方法によるかを問わず，当該著作物を利用することができる。ただし，当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，この限りでない。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 (略)

- 2 放送される著作物は，営利を目的とせず，かつ，聴衆又は観衆から料金を受けない場合には，有線放送し，又は地域限定特定入力型自動公衆送信を行うことができる。
- 3 放送され，有線放送され，特定入力型自動公衆送信が行われ，又は放送同時配信等(放送又は有線放送が終了した後に開始されるものを除く。)が行われる著作物は，営利を目的とせず，かつ，聴衆又は観衆から料金を受けない場合には，受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家計用受信装置を用いてする場合も，同様とする。
- 4 (略)
- 5 (略)

(著作物の放送等)

第六十八条 公表された著作物を放送し，又は放送同時配信等しようとする放送事業者又は放送同時配信等事業者は，その著作権者に対し放送若しくは放送同時配信等の許諾につき協議を求めたがその協議が成立せず，又はその協議をすることができないときは，文化庁長官の裁定を受け，かつ，通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払つて，その著作物を放送し，又は放送同時配信等することができる。

- 2 前項の規定により放送され，又は放送同時配信等される著作物は，有線放送し，地域限定特定入力型自動公衆送信を行い，又は受信装置を用いて公に伝達することができる。

この場合において、当該有線放送、地域限定特定入力型自動公衆送信又は伝達を行う者は、第三十八条第二項及び第三項の規定の適用がある場合を除き、通常の使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

(裁定に関する手続及び基準)

第七十条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

3 文化庁長官は、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る著作権者に通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 文化庁長官は、第六十七条第一項、第六十八条第一項又は前条の裁定の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これらの裁定をしてはならない。

一 著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき。

二 第六十八条第一項の裁定の申請に係る著作権者がその著作物の放送又放送同時配信等の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき。

5 文化庁長官は、前項の裁定をしない処分をしようとするとき(第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。)は、あらかじめ申請者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならないものとし、当該裁定をしない処分をしたときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

6 文化庁長官は、第六十七条第一項の裁定をしたときは、その旨を官報で告示するとともに申請者に通知し、第六十八条第一項又は前条の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。

7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、当該裁定をしない処分をするものとする。

8 前各項に規定するもののほか、この節に定める裁定に関し必要な事項は、政令で定める。

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

一 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額

(補償金の額についての訴え)

第七十二条 第六十七条第一項，第六十七条の二第五項若しくは第六項，第六十八条第一項又は第六十九条の規定に基づき定められた補償金の額について不服がある当事者は，これらの規定による裁定（第六十七条の二第五項又は第六項に係る場合にあっては，第六十七条第一項の裁定をしない処分）があつたことを知つた日から六月以内に，訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

- 2 前項の訴えにおいては，訴えを提起する者が著作物を利用する者であるときは著作権者を，著作権者であるときは著作物を利用する者を，それぞれ被告としなければならない。

(補償金の額についての審査請求の制限)

第七十三条 第六十七条第一項，第六十八条第一項又は第六十九条の裁定又は裁定をしない処分についての審査請求においては，その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし，第六十七条第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は，この限りでない。

(補償金等の供託)

第七十四条 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。），第三十三条の二第二項，第三十三条の三第二項，第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は，次に掲げる場合には，その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

- 一 補償金の提供をした場合において，著作権者がその受領を拒んだとき。
- 二 著作権者が補償金を受領することができないとき。
- 三 その者が著作権者を確知することができないとき（その者に過失があるときを除く。）
- 四 その者がその補償金の額について第七十二条第一項の訴えを提起したとき。
- 五 当該著作権を目的とする質権が設定されているとき（当該質権を有する者の承諾を得た場合を除く。）

- 2 前項第四号の場合において，著作権者の請求があるときは，当該補償金を支払うべき者は，自己の見積金額を支払い，裁定に係る補償金の額との差額を供託しなければならない。

- 3 第六十七条第一項，第六十七条の二第五項若しくは前二項の規定による補償金の供託又は同条第一項の規定による担保金の供託は，著作権者が国内に住所又は居所で知れているものを有する場合にあっては当該住所又は居所の最寄りの供託所に，その他の場合にあっては供託をする者の住所又は居所の最寄りの供託所に，それぞれするものとする。

- 4 前項の供託をした者は、すみやかにその旨を著作権者に通知しなければならない。ただし、著作権者の不明その他の理由により著作権者に通知することができない場合は、この限りでない。

(著作隣接権の譲渡，行使等)

第百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について，第六十二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について，第六十三条及び第六十三条の二の規定は実演，レコード，放送又は有線放送の利用の許諾について，第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について，第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について，第六十七条，第六十七条の二（第一項ただし書を除く。），第七十条（第三項から第五項までを除く。），第七十一条（第二号に係る部分に限る。），第七十二条，第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演，レコード，放送又は有線放送の利用について，第六十八条，第七十条（第四項第一号及び第七項を除く。），第七十一条（第二号に係る部分に限る。），第七十二条，第七十三条本文及び第七十四条の規定は著作隣接権者に協議を求めたがその協議が成立せず，又はその協議をすることができない場合における実演，レコード，放送又は有線放送の利用について，第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について，それぞれ準用する。この場合において，第六十三条第六項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項，第九十六条の二，第九十九条の二第一項又は第百条の四」と，第六十八条第二項中「第三十八条第二項及び第三項」とあるのは「第百二条第一項において準用する第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

著作権法施行令（抄）（昭和四十五年政令第三百三十五号）

(著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定の申請)

第八条 法第六十七条第三項の政令で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 著作物の題号（題号がないとき，又は不明であるときは，その旨）及び著作者名（著作者名の表示がないとき，又は著作者名が不明であるときは，その旨）
- 三 著作物の種類及び内容又は体様
- 四 補償金の額の算定の基礎となるべき事項
- 五 著作権者と連絡することができない理由
- 六 法第六十七条の二第一項の規定により著作物を利用するときは，その旨

2 法第六十七条第三項の政令で定める資料は，次に掲げる資料とする。

- 一 申請に係る著作物の体様を明らかにするため必要があるときは，その図面，写真その他当該著作物の体様を明らかにする資料

- 二 申請に係る著作物が公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかであることを疎明する資料

(著作物の放送等に関する裁定の申請)

第九条 法第六十八条第一項の裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 第八条第一項第一号から第四号までに掲げる事項
 - 二 著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 三 著作権者との協議が成立せず、又は協議をすることができない理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
- 一 第八条第二項第一号に掲げる資料
 - 二 著作権者との協議が成立せず、又は協議をすることができないことを疎明する資料
 - 三 申請に係る著作物が公表されていることを疎明する資料

(手数料)

第十一条 法第七十条第一項の政令で定める手数料の額は、一件につき六千九百円とする。

(補償金の額の通知)

第十二条 (略)

- 2 文化庁長官は、法第七十条第六項の裁定をした旨の通知をするときは、併せて当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額を通知する。

(著作隣接権への準用)

第十二条の二 第七条の五から第九条まで及び前二条の規定は、法第百三条において法第六十七条第一項から第三項まで、第六十七条の二第九項並びに第七十条第一項及び第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第八条第一項第六号中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、第八条の二中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と、「同条第八項」とあるのは「法第百三条において準用する法第六十七条の二第八項」と、第九条第一項及び前条中「法」とあるのは「法第百三条において準用する法」と読み替えるものとする。

著作権法施行規則（抄）（昭和四十五年文部省令第二十六号）

（印紙納付）

第二十三条 法第七十条第一項，第七十八条第五項（法第八十八条第二項及び第百四条において準用する場合を含む。）及び第百七条の規定による手数料は，収入印紙をもつて納付しなければならない。

著作物等の放送等に係る協議不調の場合
の裁定の手引き

令和 4 年 1 月 1 日 第 1 版作成

文化庁著作権課著作物流通推進室管理係

〒100 - 8959

東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

TEL (03) 5253 - 4111 (内線 : 2847)

FAX (03) 6734 - 3813

<https://www.bunka.go.jp>



コピーOK 障害者OK 学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認ください。

www.bunka.go.jp/jiyuriyo